

長崎市景観条例

(昭和63年12月20日条例第31号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 総合的な施策の推進（第6条－第10条）
- 第3章 景観の形成
 - 第1節 景観計画の策定等（第11条・第11条の2）
 - 第2節 行為の届出等（第12条－第17条）
 - 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第18条）
- 第4章 景観まちづくり（第19条・第20条）
- 第5章 表彰、助成等（第21条－第23条）
- 第6章 景観審議会（第24条－第26条）
- 第7章 雑則（第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観の形成に関し、基本的かつ必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等に関し必要な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた景観まちづくりを推進し、もって豊かな市民生活と市民文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 地域の特徴のあるすぐれた景観及び雰囲気を守り、そだて、つくることをいう。
- (2) 景観まちづくり 多様なまちづくりに際して、まちの景観の魅力を楽しみ、市民共通の貴重な資産として次世代に残せるように、景観の形成に取り組むことをいう。
- (3) 建築物等 建築物及び建築物以外の工作物で市長が別に定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観の形成の推進を図るため、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域の特性に配慮した景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力するものとする。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第5条 この条例の運用に当たっては、関係人の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 総合的な施策の推進

(景観基本計画の策定)

第6条 市長は、景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、基本的な方向を明らかにした景観基本計画を策定するものとする。

2 市長は、景観基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

3 前項の規定は、景観基本計画を変更した場合について準用する。

(先導的役割)

第7条 市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の整備、建築物等の建設等を行う場合には、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(関連施策の推進)

第8条 市長その他の市の機関は、緑化の推進、伝統的な建物の保存、街を美しくする運動の推進、市民文化の振興その他すぐれた景観の形成に資する施策を積極的に推進するものとする。

(国等に対する協力要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。

(啓発)

第10条 市長は、市民及び事業者が景観の形成に寄与することができる

よう、景観に関する意識の高揚と知識の普及を図らなければならない。

第3章 景観の形成

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定等)

第11条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、本市の全域を同条第2項第1号の景観計画区域（以下単に「景観計画区域」という。）とする景観計画（以下単に「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画区域を次のとおり区分し、地域の特性を活かした景観の形成を推進するものとする。この場合において、特定地区は、議会の議決を経て、別表に定めるものとする。

地区名		区域
特定地区	大景観保全地区	個性的又は象徴的であって、空間的な広がりを持つ眺望景観を保全し、育成する区域
	景観形成重点地区	特徴的な歴史又は文化を背景とした景観の特性が備わっていて、積極的に景観まちづくりを誘導する区域
一般地区		特定地区に区分する区域以外の区域

3 市長は、景観計画の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該景観計画の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 景観計画の原案のうち、位置及び区域
- (2) 縦覧場所

4 前項の規定により縦覧に供された景観計画の原案について意見を提出しようとする者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

5 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第11条の2 法第11条第2項の条例で定める団体は、第19条第1項の規定により認定した景観まちづくり地域団体とする。

第2節 行為の届出等

(事前協議)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為のうち市長が別に定める要件に該当するものをしようとする者は、当該届出を行う前に、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(届出を要する行為)

第13条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号に定める行為
 - (2) 政令第4条第4号に定める行為
- (届出等の適用除外行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち仮設の建築物に係るもので、当該仮設の建築物の設置期間が90日以内（景観形成重点地区にあっては、30日以内）であるもの
 - (2) 前号に定めるもののほか、法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、市長が別に定めるもの
 - (3) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、市長が別に定めるもの
- (特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(届出の添付図書)

第16条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図、断面図その他の市長が別に定める図書とする。

(公表)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、市長が別に定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表しようとする者に対し、あらかじめ、その理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定による条例で定める景観重要建造物の

管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
 - (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
 - (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。
- 2 法第33条第2項の規定による条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木を良好に保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第4章 景観まちづくり

(景観まちづくり地域団体の認定)

第19条 市長は、一定の地域における景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次の各号の要件を満たすものを景観まちづくり地域団体として認定することができる。

- (1) その活動が、当該地域の多数の住民に支持されていると認められること。
 - (2) その活動が、関係人の所有権その他の財産権を不当に制限しないこと。
 - (3) その他市長が別に定める要件を具備する団体規約が定められていること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、その代表者が市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により認定した景観まちづくり地域団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は景観まちづくり地域団体として適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(景観まちづくり計画)

- 第20条 景観まちづくり地域団体は、景観まちづくりを推進するため、景観まちづくりに関する計画（以下「景観まちづくり計画」という。）を策定することができる。
- 2 景観まちづくり計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 景観まちづくり計画の名称
 - (2) 景観まちづくり計画の対象となる区域
 - (3) 景観まちづくりの目標及び方針
 - (4) 景観まちづくりのための必要な基準
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりを推進するために必要な事項
- 3 景観まちづくり地域団体は、景観まちづくり計画を定めるに当たっては、景観基本計画及び景観計画と整合を図るよう努めなければならない。
- 4 景観まちづくり地域団体は、景観まちづくり計画を策定したときは、市長に申請し、その認定を受けることができる。
- 5 市長は、景観まちづくり地域団体が景観まちづくり計画を策定するに際し、必要な助言を行うことができる。
- 6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、景観基本計画及び景観計画との整合性、公共性、区域の住民の合意形成の状況等を考慮し、景観まちづくり計画の全部又は一部を認定することができる。
- 7 前4項の規定は、景観まちづくり計画の変更について準用する。
- 8 景観まちづくり地域団体は、第6項の規定による認定を受けた景観まちづくり計画の達成に向けて、その推進に努めるとともに、当該計画の趣旨及び内容について広く理解と協力を得るための活動に努めなければならない。

第5章 表彰、助成等

(表彰)

- 第21条 市長は、景観の形成に寄与していると認める建築物等その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。
- 2 市長は、前項に掲げる者のほか、景観の形成に著しく貢献した者を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の表彰を他の団体と共同して行うことができる。

(景観まちづくり地域団体に係る助成等)

- 第22条 市長は、景観まちづくり地域団体に対して技術的援助を行い、

又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第23条 市長は、前条の規定による助成等のほか、すぐれた景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

2 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木又は景観形成重点地区内に存する建築物等（以下「景観重要建造物等」という。）の保存のため特に必要があると認めるときは、その所有者からの申し出に基づき当該景観重要建造物等を買収することができる。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、景観重要建造物等の存する土地を合せて買収することができる。

第6章 景観審議会

(景観審議会の設置)

第24条 景観の形成の推進を図るため、長崎市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(景観審議会の所掌事務)

第25条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 景観基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること。
- (4) その他景観の形成に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、景観の形成に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第26条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市都市景観条例の規定により届出がなされた行為は、この条例による改正後の長崎市景観条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和31年長崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第24号中「都市景観審議会」を「景観審議会」に改める。

(長崎市事務分掌条例の一部改正)

- 4 長崎市事務分掌条例（昭和38年長崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条都市計画部の項第3号中「都市景観」を「景観」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市景観条例の規定により届出がなされた行為は、この条例による改正後の長崎市景観条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

別表（第 1 1 条関係）

区 分	地 区 名	
景観形成重点地区	東山手・南山手地区	
	中島川・寺町地区	
	館内・新地地区	
	平和公園地区	
	外海	大野地区
		出津・牧野地区
	深堀地区	